

川越市義援金運営委員会要綱

(平成29年11月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 本市において発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）により被害を受けた市民の復旧を支援する義援金の設置、運営、配分等に関する事項を協議するため、川越市義援金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員9名をもって組織し、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、市長の職務代理規則（昭和40年規則第18号）第2条第1号に規定する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、他の副市長をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者、学識経験者等の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

所属	職
川越市自治会連合会	会長
社会福祉法人川越市社会福祉協議会	事務局長
川越市	副市長
	総合政策部長
	総務部長
	財政部長
	市民部長
	福祉部長